

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月24日認可した。

令和4年12月6日

香川県知事 池田豊人

事業主体名	土地改良事業名
公文地区共同施行	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）公文地区
八幡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八幡地区
吉野下久度地地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉野下久度地地区